

2022年10月28日

各位

株式会社オウケイウェイヴ  
代表取締役 杉浦元  
(コード番号: 3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 経営管理部  
電話番号 03-6823-4306

## 元取締役らによる臨時株主総会決議取消訴訟の提起及び 仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社は、2022年10月28日に臨時株主総会決議取消訴訟（以下「本訴訟」という）を提起する旨の訴状を受け、併せて、2022年9月21日に当社及び当社取締役らが職務執行停止・代行者選任の仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けたことを2022年10月28日に確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本訴訟の提起及び本申立てがなされた裁判所および年月日

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 提起及び申立てされた裁判所  | 東京地方裁判所     |
| (2) 提起及び申立てされた日    | 2022年9月21日  |
| (3) 本訴訟の当社への訴状送達日  | 2022年10月28日 |
| (4) 本申立ての当社への書面送達日 | 2022年10月25日 |

#### 2. 本提訴及び本申立てに至った経緯

当社は、2022年4月19日「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」の開示をきっかけに、2022年6月17日に株主による臨時株主総会請求をうけ、2022年8月25日に臨時株主総会を開催いたしました。

本総会において、会社提案ならびに株主提案による経営権争いを行った結果、株主提案が決議されたことから、前代表取締役社長福田道夫ならびに取締役野崎正徳（以下、「前経営者ら」という）は解任され、杉浦元、工藤純平、倉持温乃、山本峰義、宮本隆行の5名が取締役に選任されました。

これに対して、前経営者らは、同株主総会における当社取締役らを取締役に選任する旨の決議は、委任状勧誘規則に違反した勧誘行為により不当な議決権行使がおこなわれており、決議の方法が「著しく不公正」（会社法831条1項1号）であるとして、当該株主総会の決議の取消を求める訴訟の提起に至っております。また、当社取締役らにより職務執行がなされることで当社に著しい損害が生じるおそれがあること等と主張して、当社及び当社取締役らに対して本申立てを行っております。

3. 本訴訟及び本申立てを起こした者

福田 道夫（当社元代表取締役）

野崎 正徳（当社元取締役）

4. 本訴訟の請求の要旨

- (1) 2022年8月25日付けの臨時株主総会における福田道夫を取締役から解任する旨の決議を取り消す
- (2) 2022年8月25日付けの臨時株主総会における取締役野崎正徳から解任する旨の決議を取り消す
- (3) 2022年8月25日付けの臨時株主総会における杉浦元、工藤純平、倉持温乃、山本峰義、宮本隆行を取締役に選任する旨の決議を取り消す
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする

5. 本申立ての要旨

- (1) 本訴訟の判決の確定に至るまで、債務者株式会社オウケイウェイヴにおいて、債務者杉浦元、債務者工藤純平、債務者倉持温乃、債務者山本峰義、債務者宮本隆行は、取締役及び代表取締役の職務を執行してはならない
- (2) 本訴訟の判決の確定に至るまで、債務者株式会社オウケイウェイヴは、債務者杉浦元、債務者工藤純平、債務者倉持温乃、債務者山本峰義、債務者宮本隆行に、取締役及び代表取締役の職務を執行させてはならない
- (3) 上記職務執行停止の期間中、代表取締役及び取締役の各職務を行わせるため、裁判所が選任する者を職務執行者に選任する
- (4) 申立費用は、債務者らの負担とする

6. 今後の見通し

当社といたしましては、本訴訟及び本申立ての主張は事実無根であり、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性を主張してまいります。また、当社の業績に与える影響は現段階ではないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上